

平戸市広告付き番号案内表示機等設置事業者募集要項

1 本要項の目的

本要項は、平戸市広告付き番号案内表示機等設置業務について、当該業務を実施するに当たり、設置事業者選定に関する事項について定めることを目的とする。

2 設置施設の概要

施設名称	開庁日・営業日	開庁時間・営業時間
平戸市役所 (岩の上町1508番地3)	平日開庁 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁日)	午前8時30分～午後5時15分

3 募集日程

項目	日程
参加申込受付期間	令和2年10月1日(木)～令和2年10月14日(水)
質問受付期間	令和2年10月1日(木)～令和2年10月8日(木)
質問への回答	令和2年10月12日(月)まで
参加資格の審査結果通知	令和2年10月15日(木)まで
辞退届提出期限	令和2年10月19日(月)まで
審査日	令和2年10月20日(火)
審査結果通知	令和2年10月21日(水)
協定書締結期限	令和2年10月23日(金)

4 募集条件等

(1) 業務名称

平戸市広告付き番号案内表示機等設置業務

(2) 業務内容

別紙1「平戸市広告付き番号案内表示機等の設置及び運用仕様書」のとおり

(3) 設置場所

平戸市役所1階市民課総合窓口

(4) 業務期間

令和2年11月1日から5年以上の期間で平戸市と設置業者と協議し決定する期間とする。

※なお、業務期間内において、庁舎のレイアウト変更等で設置期間又は設置場所を変更する必要がある場合は、市と協議のうえ新たな設置場所等を決定する。

5 参加資格

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第643条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 過去5年間に国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体において、広告付き番

号案内表示機等設置業務又はこれに類する業務の実績があり、これを全て誠実に履行した実績を有するものであること。

6 申込方法等

(1) 申込受付期間

令和2年10月1日（木）から令和2年10月14日（水）まで
※持参の場合は、土日を除く開庁時間内に提出すること。
※郵送の場合は、申込受付期間内に必着のこと。

(2) 申込方法

必要書類を下記提出先に持参又は郵送にて申し込むこと。

〒859-5192

平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所3階人事課行革推進班

(3) 申込に必要な書類

以下の書類を各1部提出すること。

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③事業者（会社）概要書（様式第3号）
- ④業務実績書（様式第4号）
- ⑤企画提案書（任意様式）

※企画提案書は、別紙1「企画書作成要領」に沿って作成すること。

7 質問及び回答

次の方法により、募集内容及び仕様書に関する質問に対する回答を行う。

(1) 質問受付期間

令和2年10月1日（水）から令和2年10月8日（木）まで

(2) 提出方法

質問は質問書（様式第5号）に記入の上、下記メールアドレスに電子メールにて提出すること。

メールアドレス：gyokaku@city.hirado.lg.jp

(3) 回答日時

令和2年10月12日（月）午後5時15分までに回答

(4) 回答方法

回答は、すべての質問を取りまとめた上で、本市ホームページ上に掲載する。

8 参加資格の審査及び通知

提出された書類に基づき、参加資格の審査を行う。審査後、以下のとおり参加者に対して審査結果を通知する。

(1) 通知方法

参加申込書（様式第1号）に記載の電子メールアドレス宛に、電子メールで通知する。

- (2) 通知日
令和2年10月15日（木）までに通知する。

9 審査及び審査結果通知

- (1) 審査日
令和2年10月20日（火）
- (2) 審査方法
提出された企画提案書（任意様式）に基づき、基準点以上で最高得点の提案者を設置事業者として決定する。なお、提案者が1者の場合でも、審査を執り行う。また、最高得点での提案者が2者以上いた場合は、10月20日（火）に、抽選にて設置事業者を決定する。
- (3) 審査結果通知
令和2年10月21日（水）に本市ホームページ上で公表するとともに、提案者全員に対して、郵送にて審査結果を文書送付する。

10 設置事業者決定の取消し

決定した設置事業者が次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消す。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があったと認められた場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があったと認められた場合
- (4) 決定した設置事業者が契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 設置者として著しく信義に反する行為があった場合
- (6) その他設置者として適当でないと市が認めた場合

11 協定書の締結

- (1) 協定書の締結
設置事業者に決定した者は、平戸市との間に、広告付き番号案内表示機等の設置・運用等に関する協定書を締結すること。
- (2) 締結期限
令和2年10月23日（金）

12 その他

- (1) 設置事業者に決定した者は、「平戸市公有財産管理規則」第18条にもとづく公有財産使用のための手続きを行うとともに、番号案内表示機等の設置面積に応じ、「平戸市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」に基づく使用料を本市に納付すること。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和2年10月19日（月）までに、持参又は郵送により提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はない。
- (3) 本募集要項及び協定書に定めのない事項については、平戸市と設置事業者が協議の上決定する。